

桑名市デジタル学習コンテンツ受講支援業務選定実施要領

1. 一般事項

(1) 事業概要

本事業は、桑名市（以下「本市」という。）において、市内在住の小学生、中学生、高校生を対象に、デジタル学習コンテンツ（以下「コンテンツ」という。）を提供し、次世代の高度デジタル人材を自ら目指すきっかけを作ることを目的とする。実施にあたり、コンテンツを広く事業者から公募し、評価のうえ、最も適した事業者を選定するため本件を実施するものである。

(2) 主催者

桑名市長 伊藤徳宇

(3) 選定の方法

『桑名市デジタル学習コンテンツ受講支援業務選定実施要領』及び『桑名市デジタル学習コンテンツ受講支援業務仕様書（以下『仕様書』という。）』に基づき、提案及び価格を事業者に求め、業務内容に対する理解度、技術水準、組織体制、費用を総合的に評価したうえで事業者を選定する。

(4) 選定の性格

本件は、提案事業者の基本的な考え方や業務に関する能力を評価し、適正価格か否かを判断することにより最優秀提案事業者を決定する。ただし、協議のうえ、提案内容を変更する場合がある。

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(6) 予算上限額（消費税等含む）

- a. 544,500円とする。
- b. 1アカウントあたりの上限額は36,300円とする。

(7) 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。満たしていない場合、最優秀提案事業者としない。

- a. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- b. 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ないこと。

- c. 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準(平成 18 年 8 月 30 日告示第 159 号)による指名停止又は他の公共団体の指名停止を受けている期間中でないこと。
- d. 桑名市入札参加資格者名簿に登録されている、もしくは登録申請手続きが完了していること。
- e. 選定参加資格確認申請期限の日から契約締結の日までの間に桑名市競争入札参加資格停止措置要領の規定に基づく資格停止を受けていないもの。
- f. 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 問い合わせ先

桑名市 スマートシティ推進課 スマートシティ推進係
〒511-8601 三重県桑名市中央町 2 丁目 37 番地
電話 : 0594-24-1338 Mail : suisinr@city.kuwana.lg.jp

2. 選定の概要

(1) 業務名

『桑名市デジタル学習コンテンツ受講支援業務』とする。

(2) 業務内容

仕様書のとおり。

(3) スケジュール

下記スケジュールは予定である。変更を行う場合、事前に連絡を行う。

- a. 令和 6 年 5 月 7 日 (火) 選定実施通知 (公募開始)
- b. 令和 6 年 5 月 13 日 (月) 12 時 提案 (予定) 事業者から市への質問提出期限
- c. 令和 6 年 5 月 17 日 (金) 17 時 質問回答
- d. 令和 6 年 5 月 22 日 (水) 16 時 選定参加資格確認申請期限
- e. 令和 6 年 6 月 3 日 (月) 16 時 提案書一式提出期限
- f. 令和 6 年 6 月 7 日 (金) 14 時 市から提案事業者へヒアリング、質問
- g. 令和 6 年 6 月 12 日 (水) 12 時 市からの質問回答期限
- h. 令和 6 年 6 月中旬～下旬 事業者決定

3. 提出

(1) 選定参加資格確認申請

- a. 下記フォームから申請すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/564646>

- b. 提出期限は令和6年5月22日(水)16時とし、期限以降は受け付けない。
- c. 申請内容について審査を行い、令和6年5月24日(金)までに結果を通知する。

(2) 企画提案に関するデータ

a. 提案書

1. 作成要領

- a. 会社名及びそれらを類推できるものは表記しないこと。
- b. PDF形式で提出すること。
- c. ページ番号を付与すること。
- d. 総ページ数の指定はない。
- e. 会社概要を記載すること。設立年月日、資本金、従業員数、業務内容及び法令順守に関する考え方について記載すること。業務協力を予定している企業がある場合は、全ての企業について同様に記載すること。また、実績についても記載すること。
- f. 基本コンセプトを記載すること。本提案にあたって、本市に対する基本的な考え、将来的な考えについて記載すること。
- g. 記載にあたっては、特別な説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とすること。また、提案内容を評価しやすいように業務内容、運用範囲などを具体的に記載すること。
- h. 提案書に記載する内容は、本業務における実施義務事項とする。実施義務事項ではなく、参考として記載する場合については「見積り対象外」など明確に記載すること。
- i. 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。このような提案については厳しく評価する。
- j. 提案書に記載された内容は、提出価格の中で実施できるものとする。

b. 見積書

1. 様式

提案事業者の任意の様式で作成すること。

2. 作成要領

明細と単価を明示のうえ積算し、合計からの一括値引きは行わないこと。

c. 提出

1. 提出期限

提出期限は令和6年6月3日(月)16時とする。期限以降は受け付けない。

い。

2. 提出方法

下記フォームより提出すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/564658>

4. 審査

(1) 選定委員会

選定審査は、『桑名市デジタル学習コンテンツ受講支援業務選定委員会』により実施する。

(2) 審査方法

提案された内容の適合性、業務内容に対する理解度、業務実績、能力、組織体制、費用等を総合的に評価し、最も優れた提案を最優秀提案として選定する。あわせて次点優秀提案も選定する。

(3) 最優秀提案事業者

最優秀提案の事業者は、本市と仕様書及び業務内容等を協議のうえ、本市の決定を受けることにより最優秀提案事業者となる。ただし、最優秀提案事業者との協議が不調となった場合、本市は次点優秀提案事業者と協議を行う。

(4) 審査結果

審査結果は令和6年6月中旬～下旬ごろに通知する。なお、審査内容及び審査結果に対する質問及び異議申し立てはできないものとする。

5. 契約

(1) 留意事項

提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、最優秀提案事業者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更及び削除を行うことがある。したがって、最優秀提案の決定をもって提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

(2) 業務の確認

評価結果に基づき、最優秀提案事業者と業務内容を確認し、明確にする。このとき、提案書に虚偽の記載が判明した場合、次点優秀提供事業者と業務の再確認を行う。

(3) 契約手続き

業務確認後、アカウント利用契約を締結するが、最優秀提案事業者の提出した見積りを超える金額では締結しない。

最優秀提案事業者が契約を辞退した場合、次点優秀提案事業者と業務の確認を実施し、契約を締結する。

なお、契約の形式については、別途本市と協議のうえ決定する。

6. 質問

(1) 提出方法

下記フォームより提出すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/564624>

(2) 提出期限

令和6年5月13日（月）12時とする。期限以降は受け付けない。

(3) 質問回答

(ア) 回答については、令和6年5月17日（金）17時までに回答を行う。なお、積算に無関係な質問への回答はしない。

(イ) 再質問は受け付けない。

(ウ) 回答は全て、質問を提出した事業者に加え、参加資格を満たした事業者に通知する。

7. 市から応募者へのヒアリングと質問

提案内容をより理解するため、提案に係るヒアリングと質問を実施する。なお、ヒアリングは全てオンラインで実施する。

(1) ヒアリング実施日時

令和6年6月7日（金）14時から順次行う。詳細は別途通知する。

(2) 市から応募者への質問

ヒアリングと合わせて市から応募者へ質問を提出する場合がある。その回答提出期限は令和6年6月12日（水）12時とし、下記のフォームより回答すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/564684>

8. 適用

本件の業務範囲は関連図書に明示する内容とする。本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、提案事業者の責任において履行すべきものとする。

全ての関連図書は相互に補完するものとする。ただし、関連図書に相違がある場合の優先順位は次に示す順番とし、これにより難しい場合には疑義に対する協議等によるものとする。

- (1) 質問書
- (2) 提案書
- (3) 仕様書

9. 欠格事項

以下に該当する場合は欠格とする。この場合、当該事業者の評価は行わず、最優秀提案事業者としない。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書記載要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、重要な文字の誤脱又は判読し難い見積り記載内容の訂正をしたもの。
- (7) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (8) 応募に際して談合等の不正行為を行ったもの。
- (9) 本市があらかじめ指示した事項に違反したもの。
- (10) 見積書の金額が『1.一般事項(6)予算上限額』を超えたもの。

10. その他

- (1) 提案書一式の作成、提出に係る経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提案書一式に記載した担当者を変更する場合には、事前に本市に届け出るものとする。
- (3) 提案書一式に含まれる著作物の著作権は事業者に帰属する。なお、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 事業者は1業務の提案しか行うことができない。
- (5) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 原則、提出された提案書は選定以外の目的には使用しないが、情報公開請求があった場合、桑名市情報公開条例(平成29年3月27日条例第1号)に基づき、公開することがある。
- (7) 参加資格確認申請書を提出した後に辞退を希望する場合は、参加辞退を下記フォー

ムから申し込むものとする。

<https://logoform.jp/form/XAEm/564679>

なお、辞退により不利益な取り扱いを受けることはない。